

お店を素敵な空間にしてみませんか？

田子町店舗改修等事業費補助金

町では魅力ある店舗づくりを支援するために、町内で商店を営んでいる方を対象に、店舗の改修や改装、新築工事に係る経費に対して補助を行います。この機会に、お客様がまた来たくくなるような店舗作りや空間作りをご検討ください。

受付期間

令和8年5月1日(金)～6月30日(火)

受付窓口:役場商工振興課2次3次産業戦略推進グループ

※着工前の申請受付が必要です。

※予算に達し次第、募集締切となります。

補助額

補助上限額50万円 補助率:3/4以内

対象店舗

小売業、サービス業(宿泊業及び飲食サービス業を含む)、コミュニティビジネス(IT関連を含む)を営むため、又は営んでいる店舗となります。

申請できる方

- ・町内で事業を営んでいる方で、3年以上継続して営業ができる方
- ・直近3ヶ月分の町県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、法人町民税を滞納していない方
- ・1日3時間以上かつ週3日以上営業する方
- ・店舗の所在区域内の商工団体等の構成員、地域イベント、商店会活動及び商店街活性化に関する活動に積極的に参加すること。
- ・令和6～7年度の当該補助金を利用していない方

対象工事

- ・店舗の外装、内装及び改修工事
- ・店舗に固定される商品陳列棚や店舗看板の設置工事
- ・令和9年2月末までに工事が完了し、工事代金の支払いができる工事

問合せ・申込先

田子町役場商工振興課2次3次産業戦略推進グループ
TEL:0179-20-7114



田子町店舗改修等事業費補助金の申請から交付までの流れ

1 <申請者>申請書の作成・提出

下記の田子町店舗改修等事業費補助金申請書類を作成・提出してください。

- (1) 事業計画書
- (2) 定款、規約、会則等の写し（個人の場合は職務経歴書）
- (3) 法人の登記事項証明書又はこれに準ずる書類の写し
（個人の場合は住民票）
- (4) 店舗等が賃貸である場合には賃貸借契約書の写し、売買である場合には土地・建物の登記事項証明書
- (5) 収支予算書
- (6) 見積書又は設計書、位置図、各種図面等（写し可）
- (7) 施工前の写真又は工事箇所の写真
- (8) 許認可等証明書又はその申請書類の写し
- (9) 納税証明書等の未納がない証明文書

事業計画書作成については、田子町商工会等から事前に相談を受けられます。

2 <町>審査後、補助金交付決定通知書発行

3 <申請者>事業の実施

4 <申請者>実績報告

5 <町>書類確認後、交付確定通知書を交付

田子町創業支援事業費補助金実績報告書と次の書類を提出してください。

（事業完了後、30日以内又は令和9年3月末日のいずれか早い日まで）

- (1) 収支決算書
- (2) 事業内容を確認することができる領収書等
- (3) 事業内容を確認することができる（施工中・施工後）工事写真帳等

6 <申請者>田子町店舗改修等事業費補助金請求書を提出

補助事業の詳細について、詳しくは町HPをご覧ください。

